

○169頁18行目から24行目までの文章を下記のように修正いたします。

(修正前)

しかし最高裁もようやく2015年に、民法733条の嫡出推定の重複を避けるという目的を達成するには再婚禁止期間を離婚後100日とすれば足りるから、それを超える部分は違憲であると判示して(最大判平成27年12月16日民集69巻8号2427頁)、後者の問題に不十分ながら一つの解決を与えた。同判決を受けて、再婚禁止期間を100日とする民法改正がなされている。今日の技術水準からすれば、父子関係の判定は容易となっており、再婚禁止期間の必要性自体になお疑問の残るところである。

(修正後)

しかし最高裁もようやく2015年に、民法733条の嫡出推定の重複を避けるという目的を達成するには再婚禁止期間を離婚後100日とすれば足りるから、それを超える部分は違憲であると判示して(最大判平成27年12月16日民集69巻8号2427頁)、後者の問題に不十分ながら一つの解決を与え、同判決を受けて、再婚禁止期間を100日とする民法改正がなされた。さらにその後、2022年12月の民法改正において、嫡出推定規定が見直され父性推定の重複がなくなり、あわせて女性の再婚禁止期間も廃止された。

■以上, 2025年9月3日公開